

令和元年（2019年）

5月那覇市議会臨時会

議案書

令和元年5月27日

令和元年(2019年)5月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第43号	那覇市税条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	1
議案第44号	那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	7
議案第45号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会(2分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第46号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例等の一部を改正する条例制定)	総務委員会	企画財務部 納税課	9
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	27
報告第5号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	31
報告第6号	専決処分の報告について(市道平良石嶺北線ガードレール横倒しによる車両損傷事故)	建設委員会	都市みらい部 道路管理課	33

那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 5 月 27 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和元年 6 月 1 日施行となる個人市民税の寄附金税額控除に係る規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u> 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 付 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u> 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第1項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 付 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条

3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の3第1項又は付則第15条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長(法第1条第2号の地方団体の長をいう。以下この条において同じ。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する

の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の3第1項又は付則第15条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する

申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 [略]

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 [略]

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7並びに付則第3条の4及び第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7第1項及び付則第5条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人

の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
付則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は那覇市税条例の一部を改正する条例(令和元年那覇市条例第 号)付則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の那覇市税条例付則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例付則第5条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条の規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 5 月 27 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税率引上げを踏まえた「介護保険法施行令」の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化のため、那覇市介護保険条例第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する第 1 号被保険者の介護保険料の減額に係る規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(14) [略] 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>38,100円とする。</u>	(保険料率) 第6条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(14) [略] 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 前項第1号に該当する者 31,752円 (2) 前項第2号に該当する者 52,920円 (3) 前項第3号に該当する者 61,380円
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第6条第2項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市税条例等の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年 5 月 27 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、那覇市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、平成 31 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

那覇市長 城間 幹子

件名 那覇市税条例等の一部を改正する条例

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 第3条の3の2 <u>平成22年度から平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 <u>前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u> (1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に<u>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</u> (2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から</u>	付 則 第3条の3の2 <u>平成22年度から平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

- 3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の3の2第1項」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2～3 [略]

- 4 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。
5 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
6 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
9 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第32項第1号ロに規定す

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の3の2第1項」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2～3 [略]

- 4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。
5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
6 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
9 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第33項第1号ロに規定す

る設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。	る設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第32項第1号ハに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第33項第1号ハに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第32項第1号ニに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第33項第1号ニに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第32項第1号ホに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第33項第1号ホに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第32項第2号イに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第33項第2号イに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第32項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第33項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、4分の3とする。
18 法附則第15条第32項第3号イに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第33項第3号イに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第32項第3号ロに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第33項第3号ロに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第32項第3号ハに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。	20 法附則第15条第33項第3号ハに規定する 設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。
21 法附則第15条第37項に規定する市町村 の条例で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第38項に規定する市町村 の条例で定める割合は、3分の2とする。
22 法附則第15条第39項に規定する市町村 の条例で定める割合は、5分の4とする。	22 法附則第15条第40項に規定する市町村 の条例で定める割合は、5分の4とする。
23 法附則第15条第43項に規定する市町村 の条例で定める割合は、2分の1とする。	23 法附則第15条第44項に規定する市町村 の条例で定める割合は、2分の1とする。
24 法附則第15条第44項に規定する市町村 の条例で定める割合は、3分の2とする。	24 法附則第15条第45項に規定する市町村 の条例で定める割合は、3分の2とする。
25 法附則第15条第46項に規定する市町村 の条例で定める割合は、0とする。	25 法附則第15条第47項に規定する市町村 の条例で定める割合は、0とする。
26 [略] (新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ	26 [略] (新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ

き申告)

第6条の3 [略]

2～5 [略]

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第21項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した

き申告)

第6条の3 [略]

2～5 [略]

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

7 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第23項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 [略]

申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項の補助金等

(6) [略]

9 [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項の補助金等

(6) [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等

(6) [略]

9 [略]

10 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等

(6) [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	1,000円
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。))において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	3,500円

第12条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	1,000円
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該

合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土

軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a(a)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ)a(b)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b(a)	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ)b(b)	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土

交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～4 [略]	交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～4 [略]
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 4 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 5 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成29年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(那覇市税条例の一部改正) 第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。 [付則第12条の改正規定 別記]	(那覇市税条例の一部改正) 第1条 [略] [付則第12条の改正規定 別記]
備考 付則第12条の改正規定に係る改正については、下線の有無にかかわらず、改正前の欄中付則第12条の改正規定の全部を、改正後の欄中付則第12条の改正規定に改める。	

[改正前 別記]

[付則第12条の改正規定]

(軽自動車税の税率の特例) 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は、初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2～7 [略]	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は、最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2～7 [略]
---	---

[改正後 別記]

[付則第12条の改正規定]

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2～4 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2～4 [略]

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(那覇市税条例の一部改正) 第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。 [第48条の改正規定 別記] 付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(4) [略] (5) 第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日 (6)～(10) [略] (市民税に関する経過措置) 第2条 [略]	(那覇市税条例の一部改正) 第1条 [略] [第48条の改正規定 別記] 付 則 (施行期日) 第1条 [略] (1)～(4) [略] (5) 第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日 (6)～(10) [略] (市民税に関する経過措置) 第2条 [略]

2 [略]	2 [略]
3 第1条の規定による改正後の那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。	3 第1条の規定による改正後の那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
備考	
1 第48条の改正規定に係る改正については、下線の有無にかかわらず、改正前の欄中第48条の改正規定の全部を、改正後の欄中第48条の改正規定に改める。	
2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第48条の改正規定]

(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。	第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「 <u>納税申告書</u> 」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。
2～9 [略]	2～9 [略]
	10 <u>法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」とい</u>

う。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

[改正後 別記]

[第48条の改正規定]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2～9 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2～9 [略]

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び

施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国

法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和元年 5 月 27 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、平成 31 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

那覇市長 城間 幹子

件名 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3～4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金	(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3～4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金

額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]	額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月27日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 4 月 22 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について「(仮称) ナハメカルパーキング
建設工事 (建築)」(平成 31 年 3 月 15 日同意)

工 事 名 (仮称) ナハメカルパーキング建設工事 (建築)

契約の相手方

請負者 高橋土建・盛重機土木共同企業体

代表者 住 所 沖縄県那覇市前島 3 丁目 13 番 11 号

商 号 株式会社 高橋土建

代表者 代表取締役 玉城 俊夫

構成員 住 所 沖縄県那覇市首里末吉町 2 丁目 12 番 2 号

商 号 有限会社 盛重機土木

代表者 代表取締役 比嘉 盛雄

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 291,924,000 円

変更する金額 293,186,800 円

専決処分の報告について
(市道平良石嶺北線ガードレール横倒しによる車両損傷事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月27日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された 1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 4 月 24 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 市道平良石嶺北線ガードレール横倒しによる車両損傷事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市首里石嶺町在住

賠 償 額 103,863 円

